

# 証拠保全の意義と証拠調べの実施方法

## 意義

本案訴訟における本来の証拠調べが行われるのを待っていたのでは、その証拠調べが不能・困難になるおそれがある場合に、あらかじめ証拠調べを実施して、その結果を確保しておく手続。(民訴法第234条)

本案訴訟における証拠調べの時期までに証拠の状態が変化することへの対処法。

## 証拠調べの方法

- ・ 書証 - 文書提出命令
- ・ 検証 - 検証物提示命令
- ・ 鑑定
- ・ 送付嘱託・調査嘱託
- ・ 証人尋問・当事者尋問

# 会計帳簿閲覧・謄写請求仮処分との相違点

- ・ 申立人適格
- ・ 閲覧・謄写の対象
- ・ 認容決定が有する法的効果
- ・ 閲覧・謄写拒絶事由
- ・ その他

## (参考)

楽天対TBS会計帳簿閲覧・謄写請求仮処分(東京地裁平成19年6月15日決定・東京高裁平成19年6月27日決定)

## 証拠保全発令の要件・機能

### (要件)

「あらかじめ証拠調べをしておかなければその証拠を使用することが困難となる事情」

関係人の社会的地位・資格・信用性、利害関係、改ざんの前歴、改ざんの容易性、紛争の経過などから客観的に改ざんのおそれがあること。実務上は当事者双方の利害その他を考慮して弾力的に判断。

### (機能)

証拠保全機能、証拠開示機能、争点整理機能その他

### (対象物件)

診療録が最も多く、次に帳簿、取引記録等と続いていたが、近時は電磁記録に対する証拠保全が増加している。

## 我国民事訴訟のIT化と社会の変化との整合性

民事訴訟費用等に関する法律の改正(平成16年1月施行)

- ・ 改正前の訴訟費用の計算方法  
例、「正本」「副本」と「原本」
- ・ 改正後の計算方法



ワープロ・パソコンが一般化した後、法改正まで15年を要した。

民訴法第231条 (文書に準ずる物件への準用)

この節の規定は、図面、写真、録音テープ、ビデオテープその他の情報を表すために作成された物件で文書でないものについて準用する。



録音テープや磁気ディスク等の保存情報を「紙」に印刷して証拠として用いることを予定。

## 証拠保全の申立て

### エキスパートレビュー

#### 申立て時に主張すべきこと

- ・ 保全対象物件の特定
- ・ 証すべき事実
- ・ 保全の必要性

申立ては、書証（文書提出命令）ではなく、検証（検証物提示命令）によることが圧倒的に多い。

## 正当な理由なく提出命令・提示命令を拒否した場合の効果 — 真実性の推定

第224条 当事者が文書提出命令に従わないときは、裁判所は、当該文書の記載に関する相手方の主張を真実と認めることができる。

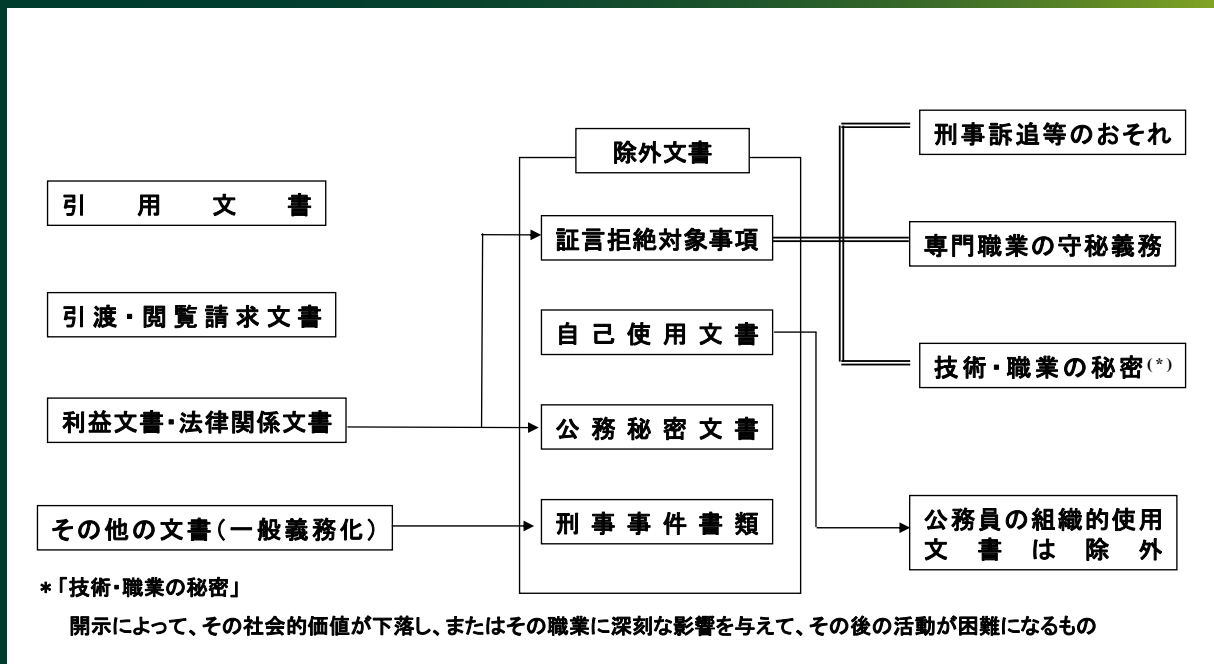
2 当事者が相手方の使用を妨げる目的で提出の義務がある文書を滅失させ、その他これを使用することができないようにしたときも、前項と同様とする。

3 前2項に規定する場合において、相手方が、当該文書の記載に関して具体的な主張をすること及び当該文書により証明すべき事実を他の証拠により証明することが著しく困難であるときは、裁判所は、その事実に関する相手方の主張を真実と認めることができる。

※ 東京高判昭和54年10月18日 航空事故調査報告書の提出命令を遵守しなかったケースで、「本件事故は、整備不完全のため惹起された事実を真実と認めることとする。 ← 証拠保全でも同じことが生じるか？」

第225条 第三者が文書提出命令に従わないときは、裁判所は、決定で、20万円以下の過料に処する。

# 提出・提示拒否の正当理由



# 自己使用文書を理由とする提出拒否

最高裁平成11年11月12日決定 — 銀行稟議書に対する文書提出命令

ある文書が

- 要件① 専ら内部の者の利用に供する目的で作成され、外部の者に開示することが予定されていない文書であって
- 要件② 開示されると「個人のプライバシーが侵害」されたり「個人ないし団体の自由な意思形成が阻害」されたりするなど、開示によって所持者の側に看過し難い不利益が生ずるおそれがあると認められる場合には、

特段の事情がない限り、自己使用文書に該当する

(事案へのあてはめ)銀行の貸出稟議書は自己使用文書である。

## 提出義務を認めた近時の最高裁判例

### 1 最高裁平成19年8月23日決定

コンピュータソフトにより作成される「サービス種別別利用チェックリスト」(利用者の生年月日・性別等の個人情報を除いたもの)

### 2 最高裁平成19年11月30日決定

金融機関が所持する貸出先の経営状態等に関する自己査定資料(金融検査マニュアルに基づくもの)

### 3 最高裁平成19年12月11日決定

金融機関が所持する顧客の取引明細書

## 不正競争防止法の「営業秘密」

### (要件)

次の3つの要件を満たす技術上、営業上の情報が「営業秘密」である。

- ① 秘密として管理されていること
- ② 有用な情報であること
- ③ 公然と知られていないこと

### (裁判例)

大阪地裁平成12年7月25日判決  
大阪地裁平成11年9月14日判決  
東京地裁平成12年12月7日判決  
東京地裁平成13年8月27日判決